

事案

書画骨董の好事家であるXは、ある日、とある店先で一見して顔真卿の筆ではないかと見間違ふような書(以下、「甲」という。)を発見し、まさかとは思いつつも、その店が付けている値札の額 1 万円で購入した。早速、かねてからの知り合いで書画骨董を専門的に売買するA 商會に甲の鑑定を依頼したところ、残念ながらできればの良い贋作であり、1 万円相当の値段が相当であるとの結果であった。

しかし、その風合いを好んだXは、甲を自宅に飾って眺めていたところ、たまたまX宅を訪れた好事家Yが、風合いがあるため是非にも甲を譲って欲しい、贋作であることはもちろんだが、20 万円を出してかまわないと申し入れた。Xは、迷いはしたものの、以前より書画骨董の趣味を快く思っていなかった配偶者にも面目が立つと考えたため、その数日後に、20 万円で甲をYに売却した。

それから 3 年ほどが経過したある日、Xが自宅でテレビを漫然と視聴していたところ、〇〇鑑定団と称する番組に出演したYが、その番組内で甲の鑑定を依頼し、その結果、甲が真作で 200 万円相当の価値を持つとの鑑定結果が出た。それを見て驚いたXは、甲の鑑定結果を再度確認しようとA 商會に赴いたが、A 商會を実質的に一人で営んでいた店主が高齢で逝去して、A 商會はすでに 1 年前に廃業していた。

どうにもあきらめられないXは、甲を取り戻したいと思ってYに掛け合ったが、Yは、すでに甲を鑑定書も付けて第三者に売却したため、甲を返還することには応じられないという。

設問

Xは、甲の返還は断念するが、せめて代金 20 万円と甲の客観的な価値 200 万円との差額である 180 万円の支払を求めたい。XのYに対する 180 万円の差額の支払が認められるかどうか、その支払請求権の法的根拠とその可否を検討しなさい。

出題者：北居 功(慶應義塾大学大学院 法務研究科(法科大学院)教授)

